

大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて

1 人権啓発・相談センターでの人権相談について

(1) 相談体制

人権問題に関する専門相談員による相談

課題によっては、弁護士との連携による課題解決に向けた支援を実施

(2) 相談時間

平日 午前 9 時から午後 9 時

日曜日・祝日 午前 9 時から午後 5 時 30 分

(3) 相談方法

電話・面談・ファックス・手紙・メール

希望があれば、区役所等における出張面談での相談を実施

【参考】令和 3 年 12 月末実績（電話 96.3%、面談 1.5%、その他 2.2%）

2 令和 3 年度における取組みについて

複雑多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、人権啓発・相談センターの相談窓口のさらなる認知度向上と、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて、次のとおり取り組んでいる。

(1) 人権相談窓口の認知度向上に向けた取組み

現状と課題

人権啓発・相談センターの存在を知っていると答えた人の割合（認知度）

令和 3 年度民間ネット調査の結果：17.8% 目標：30.0%

（実績値：29 年度 18.6%、30 年度 18.8%、元年度 30.0%、2 年度 27.0%）

人権啓発・相談センターを知っていると答えた人の内、人権侵害にあった場合、当センターに相談すると答えた人の割合（有用性）

令和 3 年度民間ネット調査の結果：49.4% 目標：50.0%

（実績値：29 年度 46.6%、30 年度 47.3%、元年度 67.3%、2 年度 55.6%）

相談者アンケートにおいて人権相談窓口を知った経緯の上位項目

【参考】令和 3 年 12 月末現在（区の紹介：33.1%、ポスター等：15.7%、広報誌：14.4%）

今年度の取組み

ア 周知用ポスターを区役所等市関係施設、Osaka Metro 各駅、民営鉄道駅、小中高等学校等に掲出

イ 全ての世代において利用率が高い LINE などの SNS を活用した情報発信

カード型 LINE 加入登録用広報物を区役所等市関係施設及び大阪市立小学校 6 年生・中学校 3 年生・高等学校 3 年生の保護者へ配布

（LINE の登録件数 新規 100 件以上） 令和 3 年 12 月末現在 新規 77 件

ウ フェイスブック、ツイッターに周知記事を掲載

エ 人権情報誌「KOKORO ねっと」において相談窓口を PR 【発行全 3 号】

オ 各区広報紙に周知記事を掲載【市版ページ(大阪市民のみなさんへ)】

カ 包括連携協定企業のネット番組による周知

(2) 満足度向上に向けた取組み

相談者の満足度や相談内容の傾向等について把握・分析を行い、満足度向上につなげる。

相談者アンケートにおいて「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」と答えた人の内「適切な対応をしてもらえた」、「問題の整理を図ることができた」又は「話を聞いてくれて気持ち楽になった」と答えた人の割合

令和3年12月末現在 99.9% 令和3年度目標：95%以上

(実績値：29年度 72.7%、30年度 82.8%、元年度 85.3%、2年度 99.9%)

(3) 区役所における人権相談機能の充実にに向けた継続的な取組み

ア 毎月定例で開催する人権相談担当者会においてケーススタディの事例研究内容を充実

イ 人権相談担当者研修会の開催【令和3年12月】

ウ 区新任担当者向け研修

(4) 専門相談機関等とのネットワークの充実にに向けた取組み

ア NPO団体等との連携の拡充

【令和3年12月末現在 21機関増加 連携機関総数：422機関】

3 令和3年度における相談実績(12月末)について

(1) 相談件数

年 度	実相談件数
令和3年度 (4月から12月)	1,991件(221件/月)
令和2年度	2,285件(190件/月)
平成31年度	2,749件(229件/月)

(2) 課題別相談内容(2か年比較)

課 題		令和3年12月末		令和2年12月末	
分類	内容	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
障がい者	虐待、差別、自立支援 精神疾患、制度処遇等	616	24.9	304	14.0
女性 ジェンダー	DV、ジェンダー、不当取扱 セクシュアルハラスメント等	32	1.3	60	2.8
近 隣	騒音、ペット、いじめ プライバシー、名誉棄損等	134	5.4	149	6.9
家 族	離婚、自立支援、親子・夫婦 遺産相続等	113	4.6	110	5.1
生 活	貧困、生活保護、自立支援、住居等	629	25.5	351	16.2
労 働	不当労働、パワーハラスメント 労働環境等	316	12.8	385	17.7
高 齢 者	虐待、差別、介護、認知症 自立支援制度処遇等	38	1.5	41	1.9
医 療	誤診問題、制度・処遇、サービス、 健康・医療費等	60	2.4	75	3.5
子 ども	虐待、いじめ、学校・保育所問題 家庭環境問題等	30	1.2	42	1.9
外 国 人	不当取扱、自立支援、住環境 就労環境等	13	0.5	8	0.4
同和問題 (部落差別)	差別発言・落書、結婚、就職等	12	0.5	7	0.3
L G B T	生活、就労、身体、その他	27	1.1	56	2.6
インターネット	インターネット書込み	18	0.7	19	0.9
その他	相談内容の不明瞭なもの等	432	17.5	563	25.9
計		2,470	100.0	2,170	100.0

【注】課題別件数については、1相談者から複数課題の相談があれば複数の件数としているので実相談件数とは一致しない。

(3) 他機関との連携件数

機 関 名	件数	割合(%)
大阪市関係機関（区役所を除く） （大阪市こころの健康センター、クレオ大阪 等）	144	32.0
区役所（人権生涯学習主管課、保健福祉課 等）	52	11.6
大阪府及び府内市町村	69	15.4
大阪弁護士会（人権相談推薦弁護士 各区法律相談 弁護士等）	52	11.6
NPO団体	12	2.7
その他（ハローワーク、警察、大阪法務局 等）	120	26.7
計	449	100.0

件数については、人権啓発・相談センターが相談者に各機関を紹介した件数

4 新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談の実施

令和2年4月以降 HP や SNS を通じて人権相談の実施を周知

令和2年6月 新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間の設定

令和2年7月以降 市長出演の「STOP！コロナ差別」啓発動画の配信（人権相談の案内）

令和3年6月 新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間の設定

新型コロナウイルス感染症関連の人権相談件数（令和3年12月31日現在 115件、過年度分を含む。）

相談内容の内訳

- コロナに感染していないか、しないかの不安 13件
（うち職場環境の配慮を求めるもの 6件）
- ホテル療養していたが、症状がおさまっていないのに
退所させられた 1件
- 感染者扱された 45件
（うち医療従事者等に関するもの 9件）
（うち事業経営者に関するもの 2件）
（うち職場に関するもの 21件）
- 職場復帰後感染者扱いされないか不安 1件
- 感染の原因になったと誹謗された 2件
- 感染治癒後のモラハラ 1件
- 感染の事実を職場で告げられた 8件
- 体質に考慮なくマスクの着用を職場で求められた 1件
- 感染者に対する差別発言 3件
- 感染によりいじめを受けないか不安 2件

○ サービス提供拒否・入店拒否	2 件
<u>(うち外国人に関するもの)</u>	<u>1 件)</u>
○ 従業員が感染したといううわさがあるのに営業している	1 件
○ ワクチン接種に関するもの	5 件
○ 仕事が減った	1 件
○ 時短の保証を受ける飲食業者に対する偏見	1 件
○ その他（簡単な問い合わせ等）	2 8 件